

入 札 公 告

次のとおり一般競争入札に付します。

令和6年4月5日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司

1 競争入札に付する事項

- (1) 件 名 令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約
- (2) 内 容 入札説明書及び仕様書による。
- (3) 履行期間 契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで
- (4) 履行場所 旭川市花咲町4丁目 旭川法務総合庁舎
- (5) 入札方法

ア 入札者は、本件業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。
イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか又は免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 競争参加資格

- (1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同条中、特別の理由がある場合に該当する。
- (2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。
- (3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。
- (4) 官庁（国の機関）から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。
- (5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

3 契約条項を示す場所及び問い合わせ先

- (1) 〒070-8636 旭川市花咲町4丁目
旭川地方検察庁会計課 国有財産係長 金田（電話 0166-51-8767）
- (2) 旭川地方検察庁ホームページ（調達・採用情報）
<https://www.kensatsu.go.jp/kakuchou/asahikawa/index.html>
- (3) 調達ポータル（電子調達システム）
<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

4 入札説明書を交付する場所等

本公告の日から令和6年4月18日（木）まで（ただし、行政機関の休日を除く。）の午前9時から正午までの間及び午後1時から午後5時までの間、上記3記載場所において交付する。

- 5 提出書類の提出期限及び場所
令和6年4月19日（金）午後5時まで
旭川地方検察庁2階会計課又は調達ポータル（電子調達システム）
- 6 入札書の提出期限及び場所
 - (1) 電子調達システムによる入札の場合
令和6年4月22日（月）午前9時から同月24日（水）午後4時まで
 - (2) 紙による入札の場合
令和6年4月25日（木）午前10時
旭川市花咲町4丁目 旭川地方検察庁3階大会議室
- 7 入札・開札日時及び場所
令和6年4月25日（木）午前10時 旭川地方検察庁3階大会議室
- 8 契約書作成の要否
要
- 9 入札保証金及び契約保証金
免除
- 10 その他
 - (1) 契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (2) 電話、電信、郵送による入札は認めない。
 - (3) 入札の無効
本公告に示した競争参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は無効とする。
 - (4) 落札者の決定方法
本公告に示した業務を履行できると支出負担行為担当官が判断した入札者であって、予算決算及び会計令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。
 - (5) 詳細は入札説明書による。

入 札 説 明 書

旭川地方検察庁

入札に参加しようとする者は、入札公告、本書記載事項、契約書（案）及び当庁提示事項等を熟知の上、入札すること。

なお、本件は、電子調達システム（「調達ポータル」<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>）で応札及び入開札を行うので、電子調達システム利用者は、上記ポータルサイト内の「利用規約」、「操作マニュアル」等に定める手続に従い、入札等を行うこと。

おって、紙入札方式での参加を希望する場合は、別添様式により申請書を提出すること。

契約書以外の本入札に係る書類について、押印を省略する場合は、当該書類の真正性を担保するため、「書類の発行権者（発行権者とは代表者又は代表者から委任を受けた者をいう。）の氏名」、「担当者氏名」及び「連絡先」を記載すること。

- | | | |
|---|------------------|--|
| 1 | 入 札 事 項 | 令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約 |
| 2 | 仕 様 | 別添「仕様書」のとおり |
| 3 | 入札・開札の
日時及び場所 | 令和6年4月25日（木）午前10時
旭川地方検察庁3階大会議室及び電子調達システム |
| 4 | 履 行 期 間 | 契約締結日の翌日から令和6年11月30日まで |
| 5 | 競争参加資格 | |

(1) 予算決算及び会計令第70条の規定に該当しない者であること。

なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ているものは、同条中、特別の理由がある場合に該当する。

(2) 予算決算及び会計令第71条の規定に該当しない者であること。

(3) 令和4・5・6年度法務省競争参加資格（全省庁統一資格）「役務の提供等」において、A、B、C又はD等級に格付けされ、北海道地域の競争参加資格を有する者であること。

(4) 官庁（国のすべての機関）から、指名停止又は一般競争入札参加資格停止若しくは営業停止を受けている期間に該当しない者であること。

(5) 入札説明書の交付を受けた者であること。

6 提出書類等

入札に参加しようとする者は、以下に掲げる書類を準備し、提出期限までに、指定の場所に提出すること。

- | | | | |
|-----|--|----|----|
| (1) | 令和4・5・6年度法務省競争参加資格(全省庁統一資格)「資格審査結果通知書」 | 写し | 1部 |
| (2) | 誓約書（役員等名簿添付） | | 1部 |
| (3) | 紙入札方式による入札参加申請書（紙入札を希望する場合のみ） | | 1部 |

提出期限 令和6年4月19日（金）午後5時

提出場所 旭川地方検察庁2階会計課又は電子調達システム

※ 電子調達システムを使用して入札書を提出する場合には、提出書類を電子調達システムで提出する必要があります（詳細は、電子調達システム（調達ポータル）

タル)「操作マニュアル」等を確認すること。)

7 入札執行に関する事項

(1) 入札方法

入札者は、本件業務に要する一切の諸経費を含めた金額を見積もるものとする。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(2) 入札書の提出方法

ア 電子調達システムによる入札の場合

(ア) 入札書は、電子調達システムに定める手続により、令和6年4月22日(月)午前9時から同月24日(月)午後4時までに提出すること。

なお、入札公告記載の提出期限までに入札書が電子調達システムに未到着で支出負担行為担当官(旭川地方検察庁会計課扱い)に連絡がない場合は、当該競争参加者が入札を辞退したものとみなす。

(イ) 代理人による入札は、委任状を入札書提出期限までに電子調達システムにより提出すること。

イ 紙による入札の場合

(ア) 事前に「紙入札方式による入札参加申請書」を提出した者は、上記3記載のとおり、令和6年4月25日(木)午前10時に、旭川地方検察庁3階大会議室に持参して提出すること。

(イ) 入札書は、所定の用紙によることとし、必要な都度これを複写して使用すること。

(ウ) 入札書の日付は、入札書の提出日を記載すること。

(エ) 代理人による入札は、入札書に競争参加者の氏名(法人の場合はその名称若しくは商号)、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記入して押印(外国人の署名を含む)、押印を省略する場合は必要事項の記載をしておくとともに、入札時までに委任状を提出しなければならない。

(オ) 入札者又はその代理人は、本件調達に係る入札について、他の入札者の代理人を兼ねることができない。

(3) 開札

ア 開札は、電子調達システムを使用して行うので、入札者は、開札時刻には端末の前で待機すること。

また、紙入札方式で入札に参加する場合の開札については、電子調達システムによる開札と合わせて入札者の面前で行うので、紙入札方式での入札者が開札に参加する際は、代表者又は代表者から本件入札に関する委任を受けた者が出席すること。

なお、電子調達システムに停電、システム障害等やむを得ない事情によるトラブルが発生した場合は、入開札を延期することがある。

イ 開札の結果、落札者がいない場合には、引き続き再度入札を行うので、紙入札方式で入札に参加する場合は、あらかじめ複数枚の入札書を準備するものとする。

また、電子調達システムによる入札の場合においても、再度入札を考慮し、

開札時には必ず対応できる体制を整えておくこと。再度入札になった場合、提出時刻までに電子調達システムでの入札書の提出がないときは、入札を辞退したものと見なす。

ウ 落札となるべき同価格の入札をしたものが2人以上であり、かつ、電子調達システムによる入札者を含む場合は、電子くじにより落札者を決定するので、紙入札であるか電子入札であるかを問わず、入札書の電子くじ欄に任意の正数3桁を必ず入力（記入）しておくこと。

また、入札者が紙入札のみの場合、直ちに、入札者に直接くじを引かせ、落札者を決定するものとする。

なお、入札者が電子くじ番号を記入できないときは、入札執行事務に関係ない当庁舎職員が電子くじ番号を記入の上、電子くじにより落札者を決定するものとする（紙による入札者が直接くじを引くことができないときも同様に扱う。）。

(4) 再度入札

ア 開札の結果、落札者がいない場合には、その場において、直ちに再度の競争入札を行う。

イ 第1回入札に参加しなかった者は、再度入札に参加することはできない。また、第2回以降の入札に参加しなかった者は、同様に再度入札に参加することはできない。

ウ 再度入札において辞退する者は、挙手の上、辞退する旨を係官に告げ、入札執行責任者の指示に従い、退出しなければならない。

エ 再度入札を行う場合の入札金額は、第1回目の入札時における最低の金額以下で入札すること。

オ 開札の結果、落札者となる者がいない場合には、入札を繰り返す。

(5) 落札決定

ア 有効な入札書を提出した者で、入札金額が予定価格の制限の範囲内であり、最低の価格で申込みをした者を契約の相手方とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とする。

(6) 注意事項

ア 入札書の宛先

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司

イ 入札書及び入札に係る文書に使用する言語は、日本語に限る。また、入札金額は、日本国通貨による表示に限る。

ウ 入札書は所定の用紙を使用し、封筒に入れた上、入札すること。

エ 入札時刻に遅刻した者は、入札資格を失うものとする。

オ 電話、電信、郵送による入札は認めない。

カ 次の各号の一に該当する入札書は無効とする。

(ア) 入札参加資格のない者のした入札

(イ) 委任状を提出しない代理人の提出した入札

(ウ) 入札物件名、入札金額、入札者名の確認ができないもの

(エ) 入札金額が訂正されているもの

- (イ) 入札書に日付、入札者の署名又は記名のないもの
- (ロ) 入札書に押印又は押印を省略する際に必要な事項の記載がないもの。
- (ハ) 誤字、脱字等により意思表示が不明瞭であるもの
- (ニ) 連合によるものと認められるもの
- (ホ) 2通以上による入札
- (ヘ) 前記6(2)記載の誓約書を提出しない場合、虚偽の誓約書を提出した場合及び誓約書に反することとなった場合
- (コ) その他入札に関する条件に違反したもの

キ 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に行うことができない状態にあると認められるときは、当該入札の執行を延期又は取り止めることがある。

ク 一旦提出した入札書の差し替え、記載事項の変更及び取消しは、一切認めない。

なお、提出前の入札書の記載事項（金額は除く。）を訂正するときは、当該訂正部分を二重線で訂正すること。

ケ 開札は、入札者（電子調達システムによる入札者を除く。）の面前で行う。

8 契約の締結に関する事項

- (1) 競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。
- (2) 本契約の相手方は、落札後速やかに、入札金額の内訳を明示した書面を提出すること。
- (3) 契約書を作成する場合において、契約の相手方が遠隔地にあるときは、まず、その者が契約書の案に記名・押印し、更に支出負担行為担当官が当該契約書の案の送付を受けて、これに記名・押印するものとする。
- (4) 上記(3)の場合において、支出負担行為担当官が記名・押印したときは、当該契約書の1通を契約の相手方に送付するものとする。
- (5) 支出負担行為担当官が契約の相手方とともに契約書に記名・押印しなければ、本契約は確定しないものとする。

9 電子調達システムに関する事項

電子調達システムによる調達案件に参加するためには、事前に利用者登録を行う必要がありますので、調達ポータル（電子調達システム）にアクセスの上、利用者登録を行ってください。

調達ポータル（電子調達システム）

<https://www.p-portal.go.jp/pps-web-biz/UZA01/OZA0101>

【調達ポータル・電子調達システムヘルプデスク】

電話番号：0570-000-683（ナビダイヤル）

03-4332-7803（IP電話等をご利用の場合）

F A X：017-731-3352

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司 殿

所 在 地

商号又は名称

氏 名

紙入札方式による入札参加申請書

貴庁発注に係る「令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約」について、紙入札方式での参加を申請します。

※ 書類の発行権者氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

※部分については、押印を省略した際に記載すること。

【記載例】

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司 殿

所 在 地 旭川市花咲町〇丁目

商号又は名称 □□□□株式会社

氏 名 検 察 太 郎

紙入札方式による入札参加申請書

貴庁発注に係る「令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約」について、紙入札方式での参加を申請します。

※ 書類の発行権者氏名 検 察 太 郎
担 当 者 氏 名 旭 川 次 郎
連 絡 先 □□□□株式会社
090-XXX-XXXX

※部分については、押印を省略した際に記載すること。

入札書

入札物件名

令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約

		千万	百万	十万	万	千	百	十	円
--	--	----	----	----	---	---	---	---	---

上記金額をもって、入札説明書、契約条項、仕様書、その他関係事項一切を承諾の上、入札いたします。

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司 殿

入札者

商号又は名称

代表者氏名

代理人氏名

※ 書類の発行権者氏名
担当者氏名
連絡先

電子くじ番号

--	--	--

(注1) インク又はボールペンにより記入すること。

(注2) 代理人により入札するときは、代表者の印は不要であるが、別途委任状を提出する。

(注3) 入札金額の初めの数字の頭に¥印を付すること。

(注4) ※部分については、押印を省略する場合に記載すること。

(注5) 電子くじ番号欄は、紙入札参加の場合であっても必ず記載すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司 殿

委任者 住 所
商号又は名称
氏 名

※ { 書類の発行権者氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

私は、
を委任します。

を代理人と定め、下記の権限

記

令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約について

- 1 入札及び見積りに関する一切の件
- 2 契約の締結、履行に関する一切の件
- 3 代金の請求及び受領に関する一切の件
- 4 その他前各号に付随する一切の件

※部分については、押印を省略する場合に記載すること。

委任状

令和 年 月 日

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司 殿

委任者 住 所
商号又は名称
氏 名

※ { 書類の発行権者氏名
担 当 者 氏 名
連 絡 先

私は、
を委任します。

を代理人と定め、下記の権限

記

令和6年度旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務委託契約について

- 1 入札及び見積に関する一切の件
- 2 契約の締結、履行に関する一切の件
- 3 代金の請求及び受領に関する一切の件
- 4 復代理人選任の件
- 5 その他前各号に付随する一切の件

※部分については、押印を省略する場合に記載すること。

誓 約 書

- 私
- 当社

は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。

この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

また、貴職において必要と判断した場合に、別紙役員等名簿により提出する当方の個人情報情報を警察に提出することについて同意します。

記

1 契約の相手方として不適当な者

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。
- (5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

2 契約の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

支出負担行為担当官

旭川地方検察庁検事正 上 本 哲 司 殿

令和 年 月 日

住所（又は所在地）
社名及び代表者名

※

{	書類の発行権者氏名
	担当者氏名
	連絡先

※部分については、押印を省略する場合に記載すること。

(別紙)

役員等名簿

法人（個人）名：

所在地：

役職名	(フリガナ) 氏名	生年月日	性別
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女
	()	T S 年 月 日 H	男 ・ 女

(注) 法人の場合、本様式には、登記事項証明書に記載されている役員全員を記入してください。

契 約 書

支出負担行為担当官旭川地方検察庁検事正●●●●及び同北海道地方更生保護委員会委員長●●●●（以下「甲」という。）と●●●●株式会社●●●●（以下「乙」という。）は、旭川法務総合庁舎の植栽維持管理業務につき、次のとおり委託契約を締結する。

（総 則）

第1条 甲は、旭川市花咲町4丁目旭川法務総合庁舎の植栽維持管理業務（以下、「本件業務」という。）を、この契約の定める条件で、乙に委託する。

2 乙は、これを受託し、別紙1「仕様書」に基づいて誠実に本件業務を履行することを約する。

（契約期間）

第2条 契約期間は、令和6年 月 日から令和6年11月30日までとする。

（契約金額）

第3条 契約金額は、金 円（消費税及び地方消費税額を含む。）とする。

（従業員の配置等）

第4条 乙は、本件業務を実施する従業員（以下「従業員」という。）を配置するに当たっては、その氏名、年齢、住所等を記載した名簿を甲に提出しなければならない。

2 従業員の人事に関しては一切乙の責任によるが、人事管理その他やむを得ない理由により従業員を交替する場合は、事前に甲に通知し、その承認を得なければならない。

（注意義務）

第5条 乙は、本件業務を実施するに当たっては、甲の業務に支障を与えないよう常に善良なる管理者の注意を払って、懇切かつ誠実に実施するものとする。

（経費区分等）

第6条 本件業務に要する光熱水料は、甲の負担とし、機械器具、消耗品、作業衣及び手袋類は、乙の負担とする。

（使用者責任）

第7条 乙は、乙の従業員が業務上受けた災害は、すべてその責に任ずるものとする。

2 乙は、本件業務に従事させる従業員に対する使用者として、労働基準法、労働安全衛生法、労働者災害補償保険法、職業安定法、その他従業員に対する法令上の責任をすべて負い、責任をもって管理する。

3 乙は、本件業務に従事する従業員の教育指導に万全を期し、風紀及び規律の維持に責任を負い、秩序ある業務履行に努めるものとする。

（過失責任）

第8条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により乙の従業員が本件業務遂行中に被った損害につき、これを補償するものとし、甲は、一切の責任を負わないものとする。

2 乙は、乙の従業員の故意又は過失により甲の施設機器等を破損した場合、その損害を賠償しなければならない。

ただし、甲がやむを得ないと認めた場合は、この限りでない。

3 乙は、本件業務の処理に関し、第三者に損害を与えたときは、乙の負担において、その賠償をするものとする。

ただし、その損害の発生が甲の責に帰すべき事由による場合は、甲の負担とする。

（検査及び確認）

第9条 甲は、甲が別に指定した者をして検査を行い、当該月の請負業務が完了したときは、乙は、その者の確認を受けるものとする。

（代金の請求等）

第10条 乙は、当該月の業務が完了し、甲から前条の規定による確認を受けたときは、第3条に定める金額について、当該業務に相当する金額を翌月に別紙5請求内訳書の割合により甲に請求するものとする。

2 甲は、適法な請求書を受領した日から30日以内に請求代金を支払うものとする。

3 甲の責に帰する事由により前項に定める金額の支払が遅れた場合は、甲は、乙に対し、その遅延日数につき年2.5パーセントの割合で遅延利息を支払わなければならない。

(危険負担)

第11条 甲は、当事者双方の責めに帰することができない事由により、乙が本件業務を履行することができなくなった場合は、反対給付の履行を拒むことができる。

2 甲は、自己の責めに帰する事由により、乙が本件業務を履行することができなくなったときは、反対給付の履行を拒むことができない。ただし、自己の債務を免れたことにより、利益を得たときは、これを甲に償還しなければならない。

(割合的報酬)

第12条 乙は、甲の責めに帰することができない事由により、本件業務を完了することができなくなった場合又は本契約が本件業務の完了前に解除された場合において、乙が既に履行した業務のうち、可分な部分によって甲がその利益を受けたときは、乙は、甲が受けた利益の割合に応じて契約代金の支払を請求することができる。この場合、乙は、可分な部分について第9条の規定に準じて甲の検査を受けなければならない。

(再委託)

第13条 乙は、委託業務の全部を一括して第三者に委託することはできない。

2 乙は、再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により再委託承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

3 乙は、委託業務の一部を再委託したときは、再委託の相手方の行為について、甲に対しすべての責任を負うものとする。

4 乙は、委託業務の一部を再委託しようとするときは、乙がこの契約を遵守するために必要な事項について本委託契約書を準用して、再委託の相手方と約定しなければならない。

(再委託に関する内容の変更)

第14条 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により再委託変更承認申請書を提出し、甲の承認を受けなければならない。

(履行体制)

第15条 乙は、再委託の相手方からさらに第三者に委託が行われる場合には、当該第三者の商号又は名称及び住所並びに委託を行う業務の範囲を記載した履行体制図を甲の定める様式により作成し、甲に提出しなければならない。

2 乙は、前項の履行体制図に変更があるときは、速やかに甲に届け出なければならない。ただし、商号又は名称及び住所のみの変更の場合は、届出を要しない。

3 前項の場合において、甲は本契約の適正な履行の確保のため必要があると認めたときは、乙に対して変更の理由等の説明を求めることができる。

(個人情報等の取扱い)

第16条 乙は、本契約に係る業務に関して、甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び乙が策定した個人情報保護に関する基本方針等を遵守し、適正に取り扱うこととし、次の各号を遵守すること。

(1) 乙は、本契約の履行に際し取り扱う個人情報等に関して、秘密保持及び適正管理の義務を負うこと。

(2) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う場合には、責任者、業務従事者の管理

体制、実施体制及び個人情報等の管理状況に係る検査に関する事項等を整備し、その内容を甲に対し書面で報告すること。

- (3) 乙は、甲から提供された個人情報等を実施体制に定めた者以外の者には秘密とし、また、当該業務の遂行以外の目的に使用しないこと。
 - (4) 乙は、個人情報等を複製等する場合、あらかじめ書面により甲の承認を受けること。
 - (5) 乙は、甲から提供された個人情報等が含まれる紙媒体及び電子媒体（これらの複製を含む。）について、本契約に係る業務終了後、あらかじめ合意した方法により、速やかに甲に返却し、又は、個人情報等を復元及び判読不可能な状態に消去若しくは廃棄すること。消去又は廃棄した場合には、甲の定める様式により「廃棄等報告書」を提出すること。
 - (6) 乙は、甲から提供された個人情報等を取り扱う業務（以下「委託業務」という。）を第三者（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社を含む。）に再委託をしようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託承認申請書」を提出し、あらかじめ甲の承認を受けること。
 - (7) 乙は、再委託に関する内容を変更しようとする場合には、甲の定める様式により「個人情報等取扱業務を含む業務委託に係る再委託変更承認申請書」を提出し、甲の承認を受けること。
 - (8) 前2号の規定に基づく取扱いについては、再委託先が委託業務を更に再委託しようとする場合についても同様とする。
 - (9) 乙は、委託業務を再委託したときは、再委託先の行為について、甲に対し全ての責任を負うものとする。また、本条において、甲が乙に求める個人情報等の適切な管理のために必要な事項について、本契約書を準用して、再委託先と約定すること。
 - (10) 乙は、乙又は再委託先の個人情報等の管理につき、定期的に検査を行うこと。
 - (11) 本契約による業務を終了するときは、個人情報等が記録されている媒体を甲に返却することとし、外部への送付又は持出しをしてはならないこと。
 - (12) 乙は、本契約に係る業務に関して甲から提供された個人情報等及びその他知り得た個人情報等を当該業務の終了後においても他者に漏えいしないこと。
 - (13) 乙は、個人情報等の漏えい等の防止のため、被害拡大防止等のための適切な措置を採ることとし、漏えい等の事故が発生した場合には、速やかにその内容を甲に報告するとともに、甲の指示に従い、必要な措置を講ずること。
 - (14) 乙は、乙又は再委託先の責めに帰すべき事由により、個人情報等の漏えい、その他本条に係る違反等があった場合は、これにより甲又は第三者に生じた一切の損害について、賠償の責めを負うこと。
- 2 甲は、必要と認めた場合は、乙又は再委託先の管理体制、実施体制、個人情報等の管理状況等について、乙に対し質問し、資料の提供を求め、乙又は再委託先の事業所等の関係場所において調査をすることができる。
- 3 乙が第1項各号の一に違反したことにより甲に損害が生じたときは、乙は、その損害を賠償しなければならない。

（債権譲渡の制限）

第17条 乙は、本契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を甲の承諾を得た場合を除き第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。

ただし、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあつては、この限りではない。

2 前項のただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁

済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

（契約解除等）

第18条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、本契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 乙が、自己の責めに帰することができない事由により本契約の解除を申し出たとき。
- (2) 乙が正当な理由なく本契約を履行しないとき又は履行する見込みがないとき。
- (3) 本契約の履行に関し、乙又はその使用人等に不正の行為があったとき。
- (4) 前各号に定めるもののほか、乙が本契約の条項に違反したとき。

2 甲は、前項によるほか、必要があるときは契約の全部又は一部を解除することができる。この場合において、甲は契約を解除しようとする日の1か月前までに乙に対し書面をもってその旨を通知しなければならない。

3 乙が第1号各号の一に該当するときは、甲は、契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、乙に対し、本契約書で定める契約金額の100分の10に相当する額の違約金を、期限を指定して請求することができる。甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

4 前項に定める違約金は、損害賠償の予定、又はその一部としないものとする。

5 乙の責めに帰すべき事由により甲が損害を受けた場合、乙は、甲が受けた損害について賠償の責を負うものとする。

6 前項の損害賠償の額は、甲乙協議して定めるものとする。

（談合等の不正行為に係る契約解除）

第19条 甲は、本契約に関し、乙が次の各号の一に該当するときは、契約の全部又は一部を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は第8条の2（同法第8条第1号又は第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき。
- (2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。
- (3) 乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人にあっては、その役員又は使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による罪の嫌疑により公訴を提起されたとき。

2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が前項各号に該当した場合には、速やかに、当該処分等に係る関係書類を甲に提出しなければならない。

（談合等の不正行為に係る違約金）

第20条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、契約金額（契約締結後に契約金額の変更があった場合には、変更後の契約金額）の100分の10に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

- (1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条若しくは第8条の2

の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき。

(2) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項(同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。)の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき、又は同法第7条の4第7項若しくは第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき。

(3) 乙又は乙の代理人(乙又は乙の代理人が法人であるときは、その役員又は使用人)について、刑法第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号の規定による刑が確定したとき。

2 乙は、前項第3号に規定する場合に該当し、かつ、次の各号の一に該当するときは、前項の契約金額(契約締結後に契約金額に変更があった場合には、変更後の金額)の100分の10に相当する額のほか、契約金額の100分の5に相当する額を違約金として甲が指定する期日までに支払わなければならない。

(1) 公正取引委員会が乙又は乙の代理人に対して、独占禁止法第7条の2第1項の規定による納付命令(同法第7条の3第1項若しくは第2項又は第3項の規定を適用したものに限り。)を行い、当該納付命令が確定したとき。

(2) 乙が甲に対し、独占禁止法等に抵触する行為を行っていない旨の誓約書を提出しているとき。

3 乙は、契約の履行を理由として、前2項の違約金を免れることができない。

4 第1項及び第2項の規定は、第18条に定める損害の額が違約金を超過する場合において、甲がその超過分の損害につき請求することを妨げない。

5 乙が第1項及び第2項に規定する違約金を甲の指定する期限までに支払わない場合は、乙は、甲に対し、期間満了の日の翌日から起算して支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を支払わなければならない。ただし、乙が支払うべき遅延利息に100円未満の端数がある場合にはこれを切り捨て、遅延利息が100円未満である場合には支払を要しないものとする。

6 本条の規定は、本契約の履行が完了した後においても効力を有する。

(属性要件に基づく契約解除)

第21条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

(1) 法人等(個人、法人又は団体をいう。)の役員等(個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所(常時契約を締結する事務所をいう。)の代表者、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。)が、暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員(同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。)であるとき。

(2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。

(3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。

(4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(行為要件に基づく契約解除)

第22条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- (1) 暴力的な要求行為
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- (4) 偽計又は威力を用いて甲の業務を妨害する行為
- (5) その他前各号に準ずる行為

(下請契約等に関する確約)

第23条 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。））、受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）及び下請負人若しくは受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約する。

(下請契約等に関する契約解除)

第24条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請負人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。

- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(損害賠償)

第25条 甲は、第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。

- 2 乙は、甲が第21条、第22条及び前条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

第26条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力を行うものとする。

(契約不適合責任)

第27条 甲は、成果物の引渡しを受けた後、成果物の種類、品質又は数量が本契約の内容に適合しないものであることを発見したときは、乙に対して、乙の費用でこれを補修する等の追完を請求することができる。ただし、その不適合が甲の責めに帰すべきものであるときは、追完を請求することはできない。

- 2 甲は相当と認める期間を定め、乙に対し前項の追完の催告を行ったにもかかわらず、その追完がないときは、甲は、乙に対してその不適合の程度に応じて代金の減額請求をすることができる。

ただし、次の各号に掲げる場合には、甲は追完の催告をすることなく、乙に対して直ちに代金の減額請求をすることができる。

- (1) 履行の追完が不能であるとき。
- (2) 乙が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。
- (3) 契約の性質により、履行期限までに履行しなければ本契約の目的を達することができない場合において、乙が履行期限までに履行の追完をしないでその期限を経過したとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、甲が追完の催告をしても乙が追完する見込みがないことが明らかであるとき。

3 甲は、前項の規定にかかわらず、本契約の不適合により損害を被ったときは、乙に対して第17条に規定する損害の賠償を請求することができる。

4 甲は、前3項の請求をするに当たっては、乙が本契約に不適合な成果物の引渡した場合において、甲がその不適合を知ったときから1年以内に、乙に対して不適合の内容を通知しなければならない。

(契約保証金)

第28条 本契約については、保証金を免除するものとする。

(守秘義務)

第29条 乙は、本契約の締結並びに実施に当たり、甲の秘密を契約期間中であると契約終了後であると問わず、一切、他に漏らしてはならない。

(権利義務の譲渡等)

第30条 乙は、甲の承諾を得た場合を除き、この契約によって生じる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、又は承諾させてはならない。ただし、流動資産担保融資保証制度を利用するため、信用保証協会及び中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関に対して売掛債権を譲渡する場合にあっては、この限りではない。

2 前項のただし書きに基づいて売掛債権の譲渡を行った場合、甲の対価の支払いによる弁済の効力は、甲が、予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第42条の2に基づき、センター支出官に対して支出の決定の通知を行った時点で生ずるものとする。

(協議)

第31条 この契約に関し疑義を生じた場合又はこの契約書に定めのない事項については、甲乙協議の上解決するものとする。

本契約の証として本書2通を作成し、各当事者記名押印の上、甲のうち旭川地方検察庁検事正及び乙がそれぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

「甲」 旭川市花咲町4丁目
支出負担行為担当官
旭川地方検察庁検事正

札幌市中央区大通西12丁目
支出負担行為担当官
北海道地方更生保護委員会委員長

「乙」

別紙 1

仕 様 書

旭川法務総合庁舎植栽維持管理業務

第 1 作業の体制

1 作業の種類

- (1) 該当する樹木及び地被類については、別紙 2 図面中、別紙 3 記載の樹木及び地被類とする。
図面と現況が異なる場合は、現況を優先とする。
- (2) 樹木及び地被類に対する作業については、別紙 3「作業内容」記載のとおりとする。
- (3) 敷地内全面（アスファルト部分を除く）の除草（作業時期は 6 月（月上旬）、7 月、8 月、9 月中各 1 回とする。）
- (4) 芝生部分 1, 372 m²の芝刈り（作業時期は 6 月、7 月、8 月、9 月中各 1 回とする。）及び雪腐防止剤の散布（冬囲い設置と同時期とする。）
- (5) 樹木、地被類及び芝生への散水は、7 月から 9 月の間に、降雨状況に応じて 3 回程度実施するものとする。
- (6) 庁舎中庭への除草剤散布（6 月及び 8 月中各 1 回とする。）

2 作業期間及び時間

- (1) 別紙 3 中、剪定及び消毒・殺虫については、当該樹木の「剪定時期欄」及び「消毒・殺虫時期欄」各記載の時期に行うものとする。
なお、冬囲い撤去については 5 月 20 日まで、冬囲いについては 11 月 15 日までに行うものとする。
- (2) 各実施日については、別途甲と乙との間での協議とする。
- (3) 作業時間は、午前 8 時 00 分から午後 5 時 00 分までとし、休憩時間は、午後 0 時 00 分から午後 1 時 00 分までとする。作業の内容等により変更する必要がある場合は、事前に甲と協議するものとする。

第 2 作業上の注意事項

- 1 作業は、職員及び来客の通行等に支障のないように留意すること。
- 2 水の使用は、節約に心掛けること。
- 3 作業中は、火気に十分注意し、禁煙とする。
- 4 本件業務により生じた廃材・雑草等は、乙において適正に処分するものとし、その費用は、乙が負担する。
- 5 冬囲いの取り外しにより発生する部材については、受注者の責任において適正に処分することとする。
なお、甲から指示があった場合は、前年度受託業者に引渡せるようまとめて甲の指定する場所に保管するものとする。
- 6 冬囲いに使用する部材については、乙の負担とする。

第 3 届出又は報告すべき事項

- 1 本件作業に係る現場責任者及び作業員名簿を事前に甲に届け出ること。
- 2 作業中に施設、備品、工作物等を汚損・破損した場合には直ちに甲に届け出ること。
- 3 作業事故等が発生した場合は大小を問わず、すべて甲に報告すること。
- 4 本件各作業ごとに、作業開始前及び作業終了後の状態が分かる写真を撮影し、甲に提出すること。

第4 その他の留意事項

- 1 本件作業に必要な用具、消耗品については、乙が負担すること。
- 2 作業を行うに当たっては、安全確認を行い、けが等の事故防止に努めるとともに、高所での作業を伴う場合は、関係法令を遵守し、十分な安全対策を講じた上、作業を行うこと。
- 3 作業員の責に帰すべき施設、備品、工作物等の汚損・破損又は事故については、乙が責任を負うこと。
- 4 受注者は、「責任あるサプライチェーン等における人権尊重のためのガイドライン」（令和4年9月13日ビジネスと人権に関する行動計画の実施に係る関係府省庁施策推進・連絡会議決定）を踏まえて人権尊重に取り組むよう努めるものとする。

別紙3

名 称	摘 要	数 量	単 位	作 業 内 容								
				剪定対象	剪定時期(回数については1回とする)	消毒・殺虫対象	消毒・殺虫時期	冬囲い撤去対象	現冬囲い状況	冬囲い設置対象	冬囲い設置内容	
ナナカマド	H=3.5 C=0.15 W=0.8	5	本			○	6~7月					
ヤマモミジ	H=3.0 C=0.15 W=0.7	1	本			○	6~7月					
ナナカマド(株立)	H=4.0 W=1.5	2	本			○	6~7月					
ハウチワカエデ(株立)	H=3.0 W=1.5	7	本			○	6~7月					
ブンゲンストウヒ(銀性)	H=3.5 W=1.2	2	本			○	6~7月					
キタコブシ	H=3.0 C=0.12 W=0.7	2	本			○	6~7月					
エゾヤマザクラ	H=3.0 C=0.10 W=0.6	2	本			○	6~7月					
ナナカマド(小)	H=2.5 W=0.5	17	本			○	6~7月					
ブンゲンストウヒ	H=2.5 W=1.0	7	本			○	6~7月					
ライラック	H=2.0 W=0.9	11	本			○	6~7月					
ツリバナ	H=2.0 W=0.8	2	本			○	6~7月					
イチイ(自然形)	H=2.0 W=1.0	2	本			○	6~7月					
チシマザクラ	H=1.8 W=0.4	3	本			○	6~7月	○	絞り(ネット有り)	○	絞り(ネット有り)	
ライラック(小)	H=1.8 W=0.7	2	本			○	6~7月					
ハクサンシャクナゲ	H=0.8 W=0.4	2	本			○	6~7月					
サラサドウダン	H=0.6 W=0.25	172	本	○	落花後	○	6~7月	○	添え竹絞り	○	添え竹絞り	
キレンゲツツジ	H=0.5 W=0.25											
カハレンゲツツジ	H=0.5 W=0.25											
クロフネツツジ	H=0.5 W=0.4	185	本	○	落花後	○	6~7月	○	添え竹絞り	○	添え竹絞り	
モンタナマツ(這性)	W=0.3	503	本	○	6~7月	○	6~7月	○	絞り			
ブルーカーペット	W=0.25	641	本	○	6~7月	○	6~7月					
クサツゲ	W=0.15	273	本			○	6~7月	○	竹囲い			
キンロウバイ	H=0.4	41	本			○	6~7月	○	添え竹絞り	○	添え竹絞り	
キンロウバイ	H=0.4	34	本			○	6~7月	○	添え竹絞り	○	添え竹絞り	
フィリフィラオーレア		468	pot			○	6~7月	○	竹囲い			
ホスタ						○	6~7月					
ユクマササ						○	6~7月					
ピンカミノール						○	6~7月					
ドイツスラン						○	6~7月					
イフキジャコウソウ						○	6~7月					
リシマキア・ヌムラリア						○	6~7月					
アジュガ・レプタンス						○	6~7月					

※ サラサドウダンの剪定については、落葉後刈り揃えること。

※ ブルーカーペットの剪定については、樹勢回復を目的としたものとする。

※ 作業内容空欄については、作業を要しない。

請求内訳書

区分 契約期間	令和6年6月 請求額(円)	令和6年7月 請求額(円)	令和6年8月 請求額(円)	令和6年9月 請求額(円)	令和6年10月 請求額(円)	令和6年12月 請求額(円)
5月1日~11月30日						

請求額合計 円